

日本移植学会員の皆様へ

2017年12月22日

日本移植学会理事長 江川裕人

臓器取引 (Organ trafficking) は、人身売買と同じく人の尊厳への冒涇であり悪である。日本国は、自国民に対し、たとえ海外であれ臓器売買による臓器移植を受けた場合に懲役または罰金を科して、臓器売買を禁じています。

イスタンブール宣言の定義によると (翻訳 日本移植学会アドホック翻訳委員会)、移植商業主義 (Transplant commercialism) とは、売買の対象としたり物質的利得のために使用したりすることを含めて、臓器を商品として取り扱う方針や実践のことをいいます。移植のための渡航 (Travel for transplantation) とは、臓器そのもの、ドナー、レシピエント、または移植医療の専門家が、臓器移植の目的のために国境を越えて移動することをいいます。移植のための渡航に、臓器取引や移植商業主義の要素が含まれたり、あるいは、外国からの患者への臓器移植に用いられる資源 (臓器、専門家、移植施設) のために自国民の移植医療の機会が減少したりする場合は、移植ツーリズム (transplant tourism) となります。

同宣言では、臓器取引と移植ツーリズムと移植商業主義は禁止されるべきであるとうたっていますが、臓器売買による移植を受けた患者の診療アクセス権制限や公的医療費補助の禁止については一切触れていません。2016年11月に採択された Statement of the Pontifical Academy of Sciences Summit on Organ Trafficking and Transplant Tourism (バチカン宣言) では、一步踏み込んで、「責任当局、保険会社、慈善基金団体は、臓器摘出と臓器売買を目的とした人身売買に絡む移植事例にたいし費用を提供してはならない。」と発言しています。

先週、メディアに、米国での小児心臓移植日本人患者に日本で実施した心臓移植に相当する医療費を保険者から療養費払いで支給することが計画されていると報道されました。この記事の見出しに「渡航移植」と「保険診療」が組み合わせられたために、「臓器売買を国が承認」と誤解した医師から、日本移植学会や厚生労働省に「問い合わせ」がありましたので、ここで簡単に説明します。

もともと、日本の医療保険には、やむなく旅行中などに海外で治療を受けることになった日本国民に償還払いの形で日本の医療費に相当する金額を、保険者が患者に支払う仕組みがあります。今回は、この仕組みを、日本の臓器提供の状況から救命のためにやむなく米国で海外渡航割り当て枠の中で心臓移植を受けた子供に適応するとしたものであり、臓器取引でもなく商業主義でもなく、米国国民の慈悲にすぎり移植を受け米国市民と同じ医療費を支払った患者を保険者が支援するものです。会員各位がご存じの通り、我が国は国民皆保険制度となっていることから、保険者が被保険者へ給付する費用の原資には、保険者が被保険者から徴収する保険料だけではなく公費が入っていること、また、給付のルー

ルについて国が決めることがあることから、あたかも国が海外渡航移植や臓器売買に何らかの支援をするよう誤解をされた会員がおられるようですが、わたくしとしては、保険者と被保険者の関係の中で進められたものであり、海外への渡航移植を助長するようなものではないと理解しています。とはいえ、わたくしは、日本移植学会理事長として、米国の心臓移植待機小児患者さんに対する申し訳ない気持ちと日本で小児心臓移植を充足できない我々の非力に忸怩たる思いでいっぱいです。全ての臓器移植患者を救うには不十分な数字ですが、せめて隣の韓国と同じ年間 500 例の臓器提供があれば小児患者さんが心臓移植のために渡航することはないはずであり、現理事会が発足した折の決意表明として年 500 例を目指すとなりました。

イスタンブール宣言は、「国や地域は、自国あるいは近隣の協力の基に、臓器を必要とする者のために必要な数の臓器を確保し、臓器提供の自給自足を達成するための努力をすべきである。」とうたっています。我が国の移植に関連した様々な学会と団体と個人の努力により少ないながらも年々臓器提供数は増加しており、2017 年の臓器提供数も昨年を上回っており、今までの関係者の努力の成果が出てきているものと考えています。

現在、今後の臓器提供数増加を想定し、我々日本移植学会だけではなく、日本救急医学会、日本脳神経外科学会等の関係学会や、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室（推進室）が連携し、提供現場の課題整理と負担軽減策の検討が進められており、この春から臓器提供現場での新しい施策の検討を進める班会議が、日本救急医学会横田代表理事を班長として関係学会が共同して頻回に開催されています。併せて、30 年診療報酬改定に関し、日本移植学会と厚生労働省担当者において協議を行っています。わたくしとしては、今後とも、我が国における臓器移植医療の普及に全力で取り組んでいきたいと考えているので、会員各位の御協力をお願いします。

なお、2016 年バチカンサミットに招聘され江川が代表として単独で参加しました。わたくしは、日本が臓器提供の意思を生かすことが法律にうたわれている唯一の国であり、臓器売買がたとえ海外での移植であれ刑法で禁止されていること、最近の政府・関連学会・団体の努力を紹介し、微々たるものではあるが増加していることを訴えました。その結果、当初、問題提起されていた日本から米国への渡航移植が批判的となることなく、提言も「責任当局、保険会社、慈善基金団体は、臓器摘出と臓器売買を目的とした人身売買に絡む移植事例にたいし費用を提供してはならない。」となっていることについても報告します。

会員には、今回の海外渡航移植の件、及び今後の臓器移植体制の方向性について、厚生労働省から正式な説明の機会を設けたいと考えており、来る 2018 年 1 月 14 日に開催される日本移植学会理事会の場で厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室（推進室）から説明をいただくことにしました。それまでは、これらの件に関する質問や意見は、移植学会事務局あてにお送りください。

最後に、ひとりでも多くの臓器提供の意思を生かし一日でも長くすこやかに提供臓器と臓器不全患者を生かすために、会員の協力をお願いしてこの声明を終えます。